HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	報告６　市場と文化　－＜市場の普遍性／特殊性問題＞へ向けて－
Author(s)	今井, 弘道
Citation	北大法学論集, 54(5), 162-175
Issue Date	2003-12-15
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15249
Type	bulletin (article)
File Information	54(5)_p162-175.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

報告六

市場と文化

――〈市場の普遍性／特殊性問題〉へ向けて――

今井弘道

第一章　はじめに

一　過去二回のわれわれの研究会の中で、二つの宿題が我々に残されてきた。このことを先ず思い出しておきたい。

(1)　昨秋一一月、上海での研究会において問題になったことに、二つのglobalizationに注意すべきだ、という論点があった。現在進行中のglobalizationには、

①いわゆるglobal standardの強要を通して単一の世界市場の形成へ向かおうとするglobalizationと、②NGO・NPOの活躍によって牽引されている「地球市民」の、産業主義と排他的・独善的なナショナリズムに対抗する運動の拡大・発展というもう一つのglobalizationがある。

従って、globalizationを語るときには、①の現象だけを見るべきではない。同時に②のglobalizationにも注意し、その二つのglobalizationの対抗関係がもつ意味に着目すべきだ、とされたわけである。

(2)　ソウルにおける研究会では、「東アジアの固有性をもった市場」の存否という問題提起がなされた。

二　近年、すべての文明の発展は一本のレール上を順次に走ると考える単線的発展史観は、基本的に克服されたと言えよう。そのことは、単数形の文明を規範的に語ることが無意味になったことを意味している。文明や文化は多様なものであることこそ重要だ、このことが承認されつつあるわけである。

無論、文化の多様性の承認は、文明間の相互理解と共存の可能性を展望することなしには、無意味である。また、その相互理解と共存とが、異質的文明の「地平の融合」をもたらしていく可能性に対しても、われわれは開かれた構えをもつべきであろう。

三　私は、ハンチントンの『文明の衝突（The Clash of Civilizations）』論には批判的である。しかし、そこには否定しえない重要な事実が指摘されている。「文化」の多様性が、現代世界を規定する最も重要な要因になっているという事実である。少なくともこの事実を指摘したことは、ハンチントンの功績と認めてよいであろう。

問題は、ハンチントンが、この「文化」の多様性を、現代の国際政治上の対立を根柢において規定しているコンフリクト要因とのみ理解している点にある。文化の多様性は、それが主権国家の基礎をなす限りで、たしかに「文明の衝突」の危険を孕むものではある。だが、しかし他面で、それが人間の共生を豊かなものにする基盤でもありうることを看過してはならないであろう。

四　このような議論との関連において重要なことは、文化をただ単に固定的で排他的なものと捉えるのではなく、同時に、流動的で、場合によっては複数の文化を融合させつつ発展していく可能性をもつものとして捉えることであろう。

ところで、このような文化の二重性――排他的でも融合的でもありうるという二重性――と市場とは、非常に微妙な関係に立っている。端的にいえば、市場は文化破壊的な性格をもちうるとともに、文化を流動的で融合的・発展的なものとする性格をももっている。

①の意味での globalization が問題なのは、経済の領域を越えた大きな視点をもってみた時、それがこのような問題を内包しているからである。

私は、このような①の意味での globalization がもつ破壊的／融合的・発展的のアンビヴァレンスを制御して、文明を流動的で融合的・発展的なものたらしめる働きを市場に発

揮させるように導く上でカギとなるものは、②の、NGO・NPOの活躍によって牽引されている「地球市民」の運動の拡大・発展というglobalizationであろう、と考えている。

五　「地域的固有性をもった市場」問題は、このような問題連関の中におき入れれば、市場問題を越えたきわめて大きな射程をもつものとなってくる。ここには、現代の問題状況の中で法哲学、法文化論と経済法が共同研究することの豊かな可能性が潜んでいる。

このような問題意識に立脚して、冒頭一で示した(1)(2)の二つの問題をクロスさせながら考えること、そこに本報告の課題がある。

六　私は、このクロスするポイントに二条の光を当ててみたい、と考えている。一つはアダム・スミス（Adam Smith）の『道徳感情論（A Theory of Moral Sentiments）』、今ひとつは、カール・ポラニー（Karl Polanyi）の『大転換（The Great Transformation）』における「二重運動論」である。

先ず、私は、(2)の「東アジアの固有性をもった市場」の存否問題に対して、「市場とは、「市場」とその環境とである」というテーゼを提起して、この意味での市場の「固有性」――つまり、独特の風土・文化を不可欠の環境とすることに起因する市場の「固有性」――を承認したい、と思う。そして、そのテーゼの意味を、アダム・スミスの『道徳感情論』における議論を手がかりに、具体的に説明してみたい。しかし、

①私は、スミスの『道徳感情論』の古典的な議論には一定の現代的意味がある。だが、そこには市場至上主義に陥りかねない限界がある、と考えている。

②その限界を超えてスミスのモティーフを真に現代的なものとして生かすためには、一旦ポラニーの「二重運動論」の議論によってこのスミスの議論を断ち切っておく必要がある。そのことによって、《二つのglobalizationの対抗》という問題が視野に入ってくる。

③その問題を視野に取り込んだ上で、スミスの意図をいわば裏返しにした観点から、スミスの議論をその二つのglobalizationの対抗の問題に生かすことが出来る、と思われる。

④その議論の中で、上述①の意味でのglobalizationがもつアンビヴァレンスを制御するものは②の「地球市民」の運動の拡大・発展というglobalizationであると主張することの意味

が、具体的に説明されうることになるだろうと考えている。

以下の議論は、大体このような道筋に沿って進めることになる筈である。

第二章　スミス

七　『道徳感情論』におけるスミスは、制度の規範的基盤――法や国家の根柢にあってそれを支える規範的基盤――を、市民の日常的な規範意識に求めようとした。

日常的な相互関係の中におかれた人間は、その関係の正しいあり方についての感覚――正義感覚といってもいい――を、その関係の中で生き、そこで成立する共感によってコントロールされることを通して身につけていく。そして自らの利己心を、人々がそれを妥当なものとして同感し是認してくれる限界のなかに抑制し、その限界の中でそれを存分に発揮していく。その正義感覚――道徳感情――のうちにこそ、社会的ルールの源泉があるわけだが、その正義感覚は人々の交渉関係の中で次第に自覚的なものとなり、客観的なルールとして生成していく。

スミスは、このようにして成立していく「道徳感情」が、法的ルールや社会的諸制度の発生的な基礎であるばかりか、その正統性の基礎でもある、と考えたわけである。

八　ハイエク（F. A. Hayek）やオークショット（M. Oakshott）などの現代の自由主義的保守主義者はしばしば「慣行（practise）」という語を用いるが、「慣行」とは、この道徳感情／社会感情のダイナミズムを担う日々の対人関係／社会関係のこと、と了解しておいて大過ない。かくして、慣行と道徳感情とは表裏一体の関係になっている。市民が日常的に従う慣行を市民の主体的な意識の次元で見れば、道徳感情だ、そしてその全体が法的ルールの発生と妥当性とを支えている、というわけである。

このスミスの議論枠組みは、現代でも依然として模範的な意味をもっている。ただ、そのスミスの議論は、実際には、市場の正統化論へと収斂している。その限りで、その議論はハイエクなどの議論の基礎ともなるわけだが、それは、現代では、必ずしも十分な説得力をもっていない。以下、この意義と限界に注意を払いながら、スミスの議論を追っていくことにしたい。

九　法や制度・政治的支配の正統性（legitimacy）は、被治者の承認という事実――それに従う人々がその法や制度・政治的支配の正統性を承認しているという事実――に求められるとする立場がある。このような立場は、ラートブルフ（G.Radbruch）に代表される法哲学的伝統においては、「承認説」と呼ばれてきている。コンセンサスをキー概念とするハバーマス（J.Habermas）のコミュニケーション的行為論も、ある意味では、その現代版と見ることができる。

スミスの考え方は、この「承認説」の一つの源流に位置づけることができる。前項で見たように、スミスは、法的ルールや社会的諸制度の基盤となる規範的基礎は、抽象的で形而上学的な理性にあるのではない。市民間の日常的慣行のなかで自生的に成立し共有されていく「道徳感情」にある、と考えたからである。

このスミス的「承認説」は、法的自律の観念――自分が設定した法に自らが従うという観念――を継承している。思想史的には、法的自律の観念は「社会契約」の理念に最も明確に表現されているが、スミスは、この「社会契約」の理念を、「自生的秩序（spontaneous order）」――日々の現実的な無数の契約によって自生的に形成されていく秩序――へと読み替えたのである。

一〇　市民間の慣行とは、市場での取引行為を含んだ、「自由な主体」間の「相互行為」のことを指すものと理解されてよい。従って、オークショットに倣って、その慣行の総体を「市民的結合体（societas civilis）」――つまりは civil society――と呼んでもいい。この慣行は、市場的相互行為に尽きるわけではなく、市民間の非市場的な慣行をも含んだ、より大きな外延をもち、市場はその中に埋め込まれている。この意味では、慣行は市場の環境だ、ということができる。

市場は「法的ルール」――文字通りに「市民法（civil law）」的な法的ルール――によって制御されている。その「法的ルール」が、スミスが考えたように、市民間の日常的慣行のなかで成立する道徳感情をその存立と正統性の根拠とするのであれば、市場は、慣行の一部でありながら、結局は全体としての慣行／道徳感情に制御されていることになる。

スミスの『道徳感情論』の議論の狙いは、市場は全体としての慣行／道徳感情に制御されているというこの事

実を示すことによって、いわば「市民的結合体」の自足性を示し、権力の市場への介入の不当性を説くことにあった。こうして、法的ルールや社会的諸制度の第一義的任務は、「市民的結合体」における「慣行」の核心をなす市場の機能を――またそれを通して生産過程を――円滑に保持することにあると考えられていた。

私は、二で「市場とは、「市場」とその環境とである」というテーゼを出した。そのとき私が念頭においていたことは、ひとまずはこのような事態であった。

一一　このようなスミスの世界はきわめて調和的なものであった。その調和性は、「市場」と「慣行」とが――つまり「市場」とその「環境」とが――、スムースな連続性を保っていることによって保障されていた。そしてその連続性は、スミスがいわば「商人」をモデルとする人間観をもっていたことによって、理論的に表現された。

スミスは、人間を、「交換する性向」を「本性」としてもっている（Wealth of Nations）、と理解していた。このような「本性」をもつ人間（＝「商人」的人間）がすべての慣行の担い手であり、市場はその慣行の部分であった。この「交換＝人間本性論」が、スミス理論における「慣行と市場の連続性」／「道徳感情と市場の適合性」の基礎となっていた。そしてそれが、スミスの普遍主義の根柢をなしていた。

ハイエクに代表される市場主義的自由主義者は、この「慣行と市場の連続性」を――更には「前市場社会的慣行と市場社会的慣行との連続性」を――前提にしている。「自生的秩序（spontaneous order）」というハイエクの概念は、慣行＝市場の外部からの介入を否定するためのキー概念であるが、それは、その前提の上で成立するものなのである。

第三章　ポラニー

一二　スミスにとっても、ハイエクにとっても、「前市場社会的慣行」から「市場社会的慣行」への移行は、平穏な「自生的」な順接的過程であった。この過程を、しかしポラニーは、人為的な逆接的過程と捉える。こうして、「前市場社会的慣行」の中に埋め込まれていた市場社会の原型が有機的に発展して市場社会になると見る「有機的発展モデル」に、いわば「コンフリクト・モデル」が対置さ

れた。そこには、必ずしも市場に適合的でも「商人」的でもない、反スミス的な人間観が前提されている。

一三　ポラニーは、一九世紀から二〇世紀前半のヨーロッパ社会においては、「市場経済の拡張」が「伝統的社会」の自己防衛を引き起こした。その後、「拡張する市場経済」と「自己防衛する社会」との「二重運動」とその間の戦いが、歴史を動かしていく大きな要因になった、という。

一四　「市場経済の拡張」が「伝統的社会」の自己防衛を引き起こし、それが戦いに発展するというポラニーの描き出した過程を、われわれは、一般化してモデルとして理解することができる。このポラニーの議論枠組は、多少の変更を加えるなら、現代においても、基本的に有効である。われわれが問題にしてきた二つのglobalizationとは、グローバルな次元で展開されはじめた現代における「二重運動」だと見ることができるのである。

一五　先ず、「市場経済の拡張」が「伝統的社会」の自己防衛を引き起こしたという事情をもう少し具体的なものとしておくこととしたい。

人間の自然環境との物質代謝活動（＝経済活動）を組織的に押し進めるための原理には、次の四つのものがある、ということができる。

①「家政」…自家消費を目的とした閉鎖的な「家」社会の生産活動。

②「互酬」…親族や部族内での、非商業的な交互的贈与。

③「再分配」…政治的・宗教的権威への財の集中と再分配。

④「交換」…財に対する所有権の、対価を伴った（＝商業的な）移動。

「伝統的社会」は、相対的に閉鎖的な社会と見ることができようが、そこにおける経済活動は、主としてこの①②③の諸契機によって構成されていた。④の「交換」は、散発的に生じていたが、無論、主要な構成的契機ではなかった。

一六　このような構造をもつ「伝統的社会」の前に、資本主義が現れてきた。資本主義は、いうまでもなく、労働力（＝人間）と土地の売買を含めた「交換」が織りなす場の上で展開されていった。つまり、市場の存在を前提とし、それ

を自らの運動の場としながら、それを一挙的・連続的に拡大させていった。

「交換」だけに限っていえば、伝統的社会における散発的なそれと資本主義的市場における組織的なそれとは、たしかに形態的には同一である。だが、後者は、資本の自己増殖作用を媒介するという点で、前者とは全く異った機能を背負ったものであった。

「伝統的社会」の前に現れてきたこの資本主義は、その資本の自己増殖を媒介する機能を持つ「交換」を通して、「家政」・「互酬」・「再分配」によって構成されていた統一的宇宙を解体していった。そして、その諸要素を「交換」を介して自らの組織・運動の中に飲み込んでいった。

一七　「家政」・「互酬」・「再分配」によって構成されていた「伝統的社会」は、ポラニーの枠組に即していえば、この市場の侵略に対抗するために、あらためて結束する。そしてその戦いの中で、その様相を変化させていく。ハバーマス的用語を用いるなら、そこでの戦いは、いわば「システムとしての市場」と「生活世界としての伝統的社会」との戦いである。以下、簡単にこの戦いについてのポラニーの説明に耳を傾けよう。

一八　ポラニーによれば、一九世紀の歴史は、基本的に〈市場の拡大運動〉と〈それへの対抗運動〉という「二重の運動」によって担われていた（吉沢英成他訳『大転換』（東洋経済新報社　一九七五）、一七八頁）。この「二重の運動」の基礎にあったのは、《「人間と自然」（＝労働力と土地）とが市場適合性という点で限界をもつ》という事実であった。この「人間と自然」との市場適合性の限界とは、裏からみれば、とりもなおさず「市場の限界」である。しかも、自然は、それ自体、無限のものではない。この〈自然の限界〉＝〈市場の限界〉の露呈が、「二重の運動」となって表現された、というわけである。

ポラニーはこのことをこう説明している。「生産」とは「人間と自然の相互作用」に他ならない。この「相互作用」が市場メカニズムに包みこまれる時、「人間と自然」は需給関係に従属させられる。「人間と自然」は――そして「人間と自然」の結合体としての共同体は――本来、市場を越えた存在だが、その「運命」が「市場にゆだね」られる。この時、「人間」と「自然」とは、結局は「破滅」に至る、

というわけである。

一九　もしこのようにいうポラニーに従うなら、重要なことは、裏表の関係にある〈自然の限界〉と〈市場の限界〉の境界を適切に保ちながら、「人間と自然の相互作用」としての「生産」を維持可能な限界内に抑制することだ、ということになる。

「経済的自由主義の原理」の側に立つ「商業階級」はこのことを理解しなかった。「労働者の肉体的搾取、家族生活の破壊、近隣社会の荒廃、森林の乱伐、河川の汚染、習俗の瓦解、住居及び技芸や…公私無数の生活形態を含む生存条件の一般的劣悪化…の危険」への感受性を持っていなかった。要するに、「人間と自然」の結合体としてのコミュニティの危機への感受性を持っていなかった。だが、その危険を感受し、またそれに曝された人がいる限り、「市場の作用」の「抑制」をめざす「対抗運動」が生じてくることは必然であった（同、一七九頁、一八二頁）。

二〇　この「二重の運動」は、「経済的自由主義」の展開とそれからの「防衛」という一九世紀の社会史を織りなした「二大組織原理の衝突」をもたらした（同、一八三頁）。「人間と自然」の「防衛」の原理は、表面上は、前近代的なコミュニティを防衛する運動や労働者の階級闘争として現象した。

この「二大組織原理の衝突」の帰趨に重要な役割を果たしたのは、市場形成へ向けての国家的干渉政策であった。その結果、市場経済が社会全体を包摂していった。「自由市場」は、逆説的なことだが、自由放任の結果ではなかった。むしろ、「人間と自然」を「市場」から擁護しようとする「対抗運動」に更に対抗しようとするところの、「集権的に組織され管理された継続的な（国家的－今井）干渉主義」（同、一八九頁、一九〇頁）の結果であった。

この「市場」に対する「対抗運動」は、その後、社会政策をもって国民を統合せんとするナショナリズムや社会主義という形を取った国家の側に集約されることとなった。つまり、国家的機能が異なった意味をもつものに読み替えられ、古いコミュニティがもっていた相互扶助システムが、逆に国家へと吸い上げられたのである。

それが「正統な自由主義」を終焉させ、時代は「社会的・国家的保護主義」へと再転換を遂げていくこととなっ

た。その転換を規定したのも、「市場システムに内在する弱点と危険」であった（同、一九七頁）。

ここでこの議論における国家の役割に焦点を当てるなら、国家は、この〈市場の拡大運動〉と〈それへの対抗運動〉との間に立って、その「二重の運動」のいずれをも担ったことがわかる。

二一　さて、このポラニーの議論では、市場はやや過剰に一面化されて敵視されているとはいえ、その説得力を完全に拒むのは困難なことであろう。しかし、だからといって、上で見たスミスの議論が無意味になるわけではない。そこでわれわれは、もう一度スミスの議論に戻ろう。ただし、スミスの議論を現代から振り返るために、例を現代に求めながら、そこから生じてくる問題点を、スミスの議論と関わらせてみよう。

第四章　再びスミス

二二　われわれの社会では、臓器移植についてさまざまな議論が展開されている。その中で、厳密な要件を付した脳死判定の上での臓器移植が徐々に正統なものとみなされるようになってきた。しかし、いくら臓器移植のニーズがあるとしても、「臓器の売買」が選択肢にのぼってくることは、事実上否定されている。それが話題になるとすれば、スキャンダルとしてでしかない。

このことは、「臓器市場の成立」は正統ではないという〈市場の限界〉についてのコンセンサスが、事実上――われわれの慣行を基礎にして――成立していることを示している。そして、その限界内にある市場が正統な市場だと見なされる。スミス的にいえば、臓器の売買によって満たされる利己心には、市井の人々は共感も是認もできないという形で、その利己心がコントロールされているわけである。

こう考えてみると、スミスが市場の正統化論として展開した議論は、実は、市場の正統性の限界についての議論を内包していたことがわかる。ポラニー的議論を見たわれわれは、それを、市場の正統性を示しつつ同時にその正統性の限界を画すものとして、捉え返すことができるのである。

二三　当然のことだが、人身売買や麻薬の売買等についても、

臓器売買と同様に、〈市場の限界〉についてのコンセンサスが成立している、といえるであろう――その例は、更に増やすことができるであろう――。そのような売買は、単に権力的に規制されているだけではない。法律による禁止は正統だ、そのようなものの売買は市場の正統な機能ではない、このように感じる「道徳感情」がわれわれの間に成立していて、それが社会的規範意識として働いている。そして、その社会的規範意識がそれらの売買を禁止する法の実効性を根柢において支えている。それだけではなく、このような社会的規範意識が、臓器移植をめぐるさまざまな議論や制度的取り決めの基盤ともなっているのである。

もしそのようなことがいえるとすれば、法の正統性の根拠を「道徳感情」に求めたスミスの議論が依然として現代的な意味をもつことが、十分に了解されるであろう。臓器売買の市場の成立は正統ではないという〈市場の限界〉についてのコンセンサスも、スミスの議論から導き出すことができる。要するに市場の正統性とその限界は、個々の市場がその市場を取り巻く「慣行」というそれぞれに独自の環境の中で、具体的にどのようなあり方をしているのかによって規定されているのである。

二四　たとえば、一般的には、日本の社会は、妊娠中絶に対しては比較的寛容であるが、臓器移植には厳しい態度を取ってきた。アメリカではその逆である。この種の差異を示す例はまだまだ挙げることができよう。そのような差異は、市場外的なもの、文化に根ざすものであり、それが現代社会の中でも厳然と働いている。このような文化的条件が市場のあり方を異なったものにしていく。文化的相対主義は、市場のあり方との関係においても、無視しえない意味をもっているわけである。

これらの例は、〈市場の限界〉についてのコンセンサスは、市場の環境としての社会と文化のあり方に――ひいては社会と文化の風土的なあり方に――条件づけられた、文化的に相対的なものであることを意味している。市場の地域的固有性とは、このようなものとして理解することができるのではないであろうか。

ここで、ポラニーの「二重の運動」論の基礎にあったのは、《「人間と自然」（＝労働力と土地）とが市場適合性という点で限界をもつ》という事実であったということを想起しよう。その上でいえば、《「人間と自然」（＝労働力と土地）との市場適合性》とは、風土と文化の市場適合性と

いうことに他ならない。その適合性の限界内でのみ、市場は正常に機能するのである。

二五　このような固有性は、例えば、日本や韓国では、「米の自由化」の際に、かなりの規模で顕在化した。稲作と米食に対する社会的・文化的な伝統的感情と、文化を捨象した抽象的な市場の論理、この間の衝突が見られたわけである。無論その背後に、人間と土地や自然との関わりの中で営まれる農業が大きな意味をもつものとして存在している、このことはいうまでもない――無論、このようにいう限りでは、米の生産／販売者たる農民の利害と消費者たる都市市民の利害との対立の次元の問題は捨象されている。またそこに、さまざまな政治的基盤を持つさまざまな政治家の利害が絡んでくる。従って、このような問題が冷静な定式化を施されることはまれである。念のため――。

二六　以上では、われわれの視点は、ポラニーの理論にひきずられて、主としてコンフリクトの側に置いてきた。市場で働く、文化の固有性を否定しようとする普遍主義的要素が、固有の文化とコンフリクト関係に陥る、という視点である。

しかし、逆に市場がもつ普遍主義的要素を、文化の狭隘性を打破し、開かれた社会を創り出していくための跳躍台として利用するということも、無論ありえないわけではない。つまり、文化は、市場から自らを防衛することもできるし、市場をテコに自らを革新していくこともできるわけである。そうすると、問題は、文化の市場に対するこのようなアンビヴァレントな可能性を前にして、文化は、いかにして自己決定しうる主体でありうるか、ということになる。

このように考えることは、《「人間と自然」（＝労働力と土地）とが市場適合性という点で限界をもつ》と考えるよりも一歩も二歩も進んだ立場だ、といいうるであろう。《「人間と自然」との市場適合性》を、単に受け身的に考えるのではなく、文化の側に立って、市場を自らのあり方との関係において積極的な意味づけを与えた上で、①市場から自らを防衛するのか／②市場をテコに自らを革新していくのかを選択しようとしているからである。

二七　このように考える場合、われわれの議論は、スミス的な

論理に従いながら、そこを一歩踏み破ってもいるということが言えるであろう。

この議論では、「交換する性向」を「本性」とすると見る「交換・人間本性論」は、前提からはずしている。むしろ、人間とは、「市場」との「連続」と「非連続」とをともに含む「慣行」の中に生きてきたしこれからもそうであろう、と考えられている。そして、〈市場の限界〉問題は、単に暗黙のコンセンサスとして答えられるだけではなく、そのようなコンセンサスを積極的に形成し、そのことによって市場を制御するべきものと考えている。しかも、〈市場の限界〉問題は、その都度、具体的な問題状況の中で考えるべきものとして理解している。

二八　私は、このような限界問題は、文化ごとに違ったものになるであろうし、文化の外部からそのことに異論を差し挟むことは適切ではない、と考えている。それが、将来的には、結局は文化横断的な共通の基準を提起することになるのかどうかは、私のさしあたりの関心を引く問題ではない。今はその問題は脇に置いて、そしてその時々に生じる「限界」問題に対して、いかなる解決を与えることが正統かが当面の問題となると考えるべきだろう、と思っている。

二九　以上で展開してきた議論を踏まえていえば、この問題は、慣行（この場合文化と考えてよい）と市場の緊張関係をその具体的様相に即して見定め、その中で最も適切な〈市場の限界〉を見極めていくという問題であるといっていい。

二つの globalization に注意するべきだという、本報告の冒頭に述べたことは、この点と内的で重要な関連をもっている。二つの globalization とは、まさしく〈市場の拡大運動〉と〈それへの対抗運動〉という二重の運動が global な次元での争いになっていることを示している。

この問題に対して、〈市場の拡大運動〉という globalization を頭から否定し単に防衛的な態度をとることは、〈市場の拡大〉だけが豊かな未来をもたらすと一面的に主張することと同様に、不適切であろう。

この現代における二重運動は、産業社会と自然環境との関係に関わる問題と類似している。そこで提起されている基本的な指針は、sustainable development という言葉に表現されている。sustainable であるとはどういうことかをめぐって多くの人は対立するであろうが、発展は sustainable

なものであるべきだとの主張を否定する人は多くない筈である。同様のことがわれわれの問題についても言える。つまり、市場の拡大は sustainable なものであるべきだ。市場の環境である文化の変容――その文化の中に生きる人々の主体的選択を通しての変容――の過程に適合的なものであるべきだ、ということであろう。地域に固有な市場という問題は、このような問題として理解しうるのではないであろうか。

三〇　そのために重要なことは、市場の環境である慣行・文化の担い手たちのイニシアティヴを高めるということであろう。

産業社会と自然環境との関係における sustainable development がどのようなものであるべきかという問題についての客観的な解答はありえない。それは、基本的にグローバルな市民運動が、産業社会の論理に生活世界の論理をどのような仕方で優先させうるかという問題として問われている。それ以外の問題の解決はありえない。

それと同様に、われわれの問題にとって重要なことは、市場の環境である慣行・文化の担い手たちのイニシアティヴを高め、そのイニシアティヴを通して慣行・文化と市場の論理とを融合させていく可能性を模索することであろう。

われわれの懸案となっていた二つの問題――(1)二つの globalization と(2)「東アジアの固有性をもった市場」問題――をクロスさせたところに、現代の問題状況の中での、法哲学、法文化論と経済法の共同研究にとっての、豊かな可能性がある、冒頭で私はこのようにいった。その可能性の焦点はここにある、このようにいうことができるのではないであろうか。